

入札傍聴人心得

(目的)

- 1 この心得は、本市の実施する入札会、開札会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴できない者)

- 2 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。
 - (1) 危険物、ピラ、プラカード、旗等を着用し又は携帯している者。
 - (2) ラジオ、マイク、写真機、パソコン、録音機等を携帯している者。ただし、通信、録音、録画、撮影等をするにつき、あらかじめ入札執行者の許可を得た者を除く。
 - (3) 酒気帯び等により精神が不安定であると入札執行者が判断した者。
 - (4) その他入開札会を妨害するおそれがあると入札執行者が判断した者。

(傍聴人の遵守すべき事項)

- 3 傍聴人は、入札会場、開札会場にあるときは、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 入札の執行、経過、結果についての言動はしないこと。
 - (2) 談話等騒ぎ立てないこと。
 - (3) 入札参加者、傍聴人及び会場の外にいるものと会話、合図等接触をしないこと。
 - (4) 入、開札会の開始前までに着席し、終了まで途中退席しないこと。
 - (5) その他入札会場の秩序を乱し、又は入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

- 4 傍聴人は全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

- 5 入札執行者は、傍聴人がこの心得に違反すると認めるときは、退場させるものとする。退場させられた者は、当該入・開札会における傍聴はできないものとする。